

委託型の求人セット型
職業訓練・就職支援の取り組み

福岡県粕屋保健福祉環境事務所
山口 眞一

母子世帯・若年者等自立・就労支援事業の取り組み状況

1 取組状況

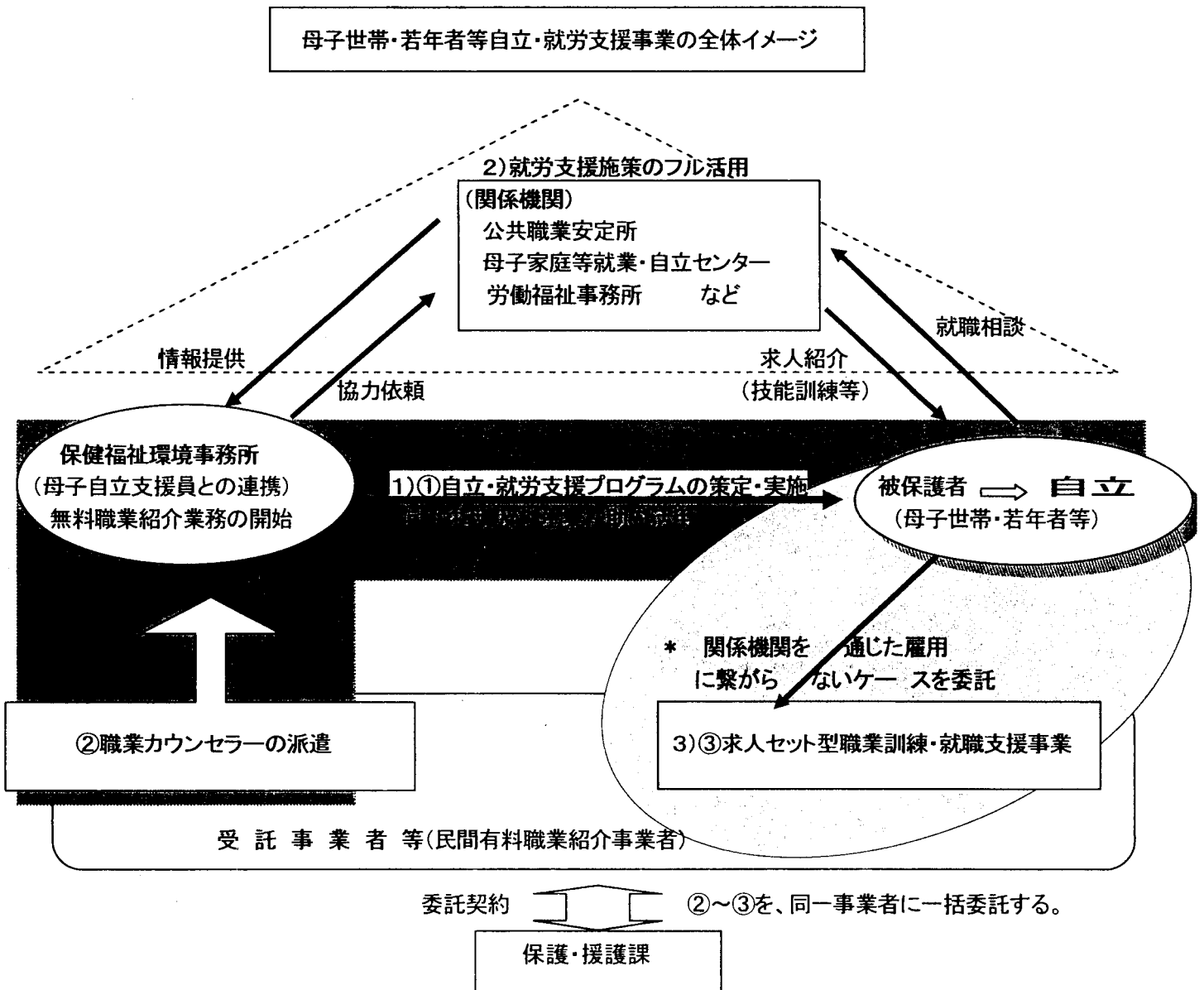
母子世帯が増加している中で、逆に稼働率は低下して来ている。そのため、若年者対策も合わせて、自立支援プログラム(ケースマネジメント)を策定し、被保護者世帯の自立支援を推進するため、平成17年度から事業を実施し取り組んできた。(アセスメント→プランニング→実施→モニタリング→再アセスメント)

2 対象者

- ・母子世帯の親(子供が18歳以上になった元母子世帯など実施機関が適当と判断した者も含む。)
- ・35歳未満の若年者
- ・その他

3 取組実績

別紙



母子世帯・若年者等自立・就労促進事業実績

1 職業カウンセラーによる就労支援に関する総括表

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労支援 対象者実 人数	10歳代	14	9	6
	20歳代	3	3	4
	30歳代	37	20	15
	40歳代	29	23	15
	50歳以上	28	11	13
	合 計	111	66	53
就労支援 面接等延 べ回数 注1	対象者(家族)への助言等	482	485	630
	職安との調整	64	55	116
	企業側との調整	129	169	185
	母子自立支援員、関係機関 ・団体等との調整	50	57	83
	その他			35
	合 計	725	766	1,049
企業面接延べ回数		111	133	84
就職者延 べ数(1)	パート(社保無)	29	21	14
	パート(社保有)	17	10	3
	正社員	1	4	4
	合 計	47	35	21
就職者延 べ数(2)	保護廃止数	6	10	5
	保護継続(新規就労)	33	16	16
	保護継続(増収・転職)	8	9	
	合 計	47	35	21
効果額	総額 (単位:円)	6,984,450	12,034,605	10,309,427

注1 就労支援面接等延べ回数は、職安等への同行や電話(単純な事務連絡を除く。)での相談対応(助言指導等)も含む。

注2 就職者には採用予定内定者は含まない。実際に就労開始した数を上げる。

注3 就職者延べ数(1)と(2)の合計数は一致する。

母子世帯・若年者等自立・就労支援事業の実施要領

福岡県遠賀保健福祉環境事務所

1. 目的

生活保護を受給する母子世帯の親及び若年者等に対して、自立支援プログラムを策定・実施することで、その就労支援を推進する。

2. 対象者

- ・母子世帯の親（子供が18歳以上になった元母子世帯等、所内で適当と判断した者も含む。）
- ・35歳未満の若年者
- ・その他

3. 対象者選定

「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握の取り組み」と連動させ、重点的に自立・就労支援すべきケースを、CWの立案に基づき係長と協議のうえ抽出し、各係で組織的に選定する。

4. 実施方法

業務委託契約により配置された職業カウンセラーの全面的な支援に基づき次により行う。

(1) 対象者の実態把握（アセスメント）

被保護者について、福岡県母子世帯・若年者等自立・就労支援個別アセスメント票により実態把握を行う。（CW）

(2) 自立・就労支援プログラムの策定

被保護者との話し合いに等によって、自立・就労支援プログラム案を作成し、各係ケース検討会議によって検討後、被保護者の同意の上、決裁を受ける。（CW、職業カウンセラー）

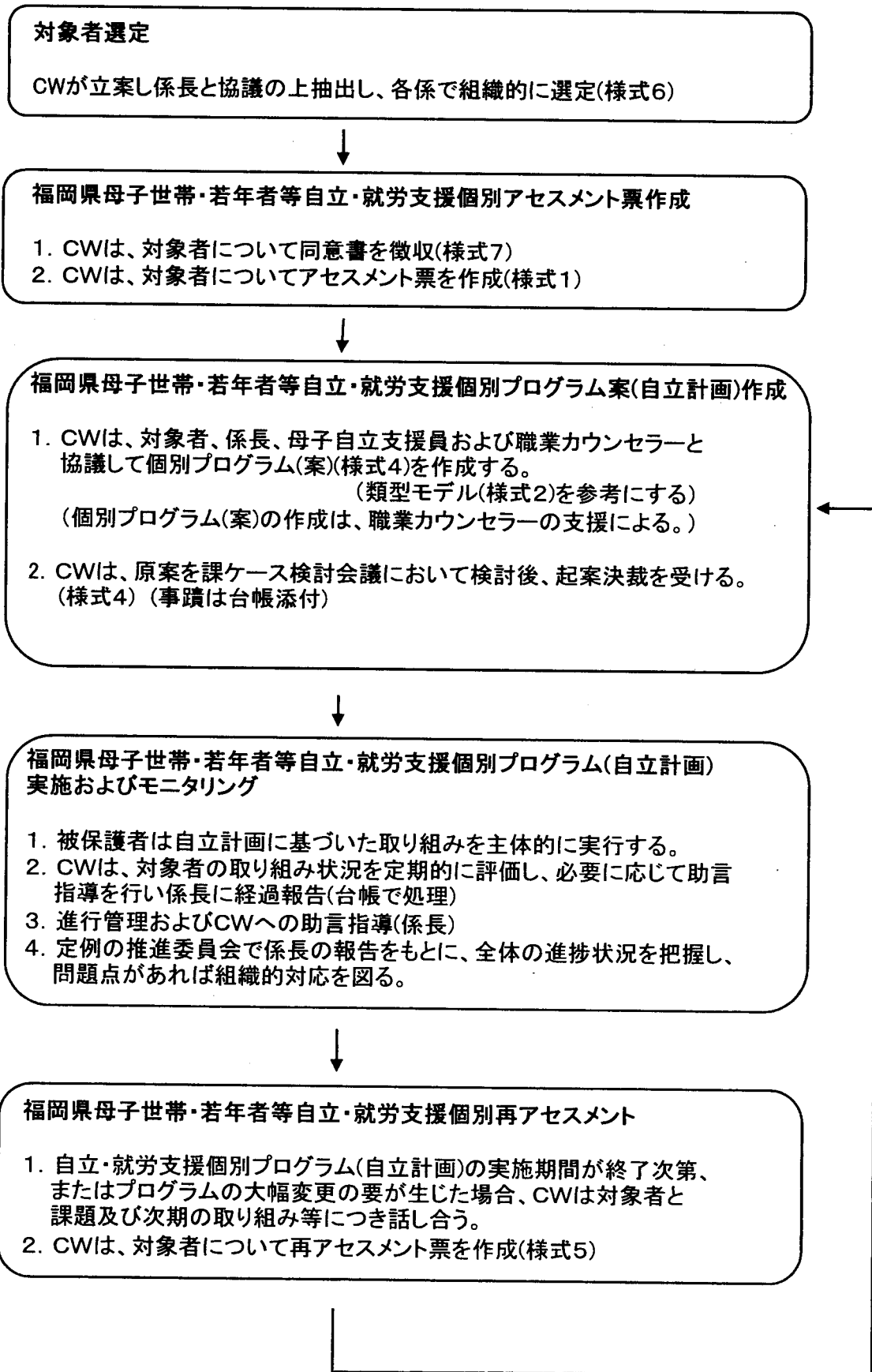
(3) 自立・就労支援プログラムの実施およびモニタリング

被保護者による自立計画への取り組みを定期的に評価し、必要に応じて助言指導を行ったうえ、査察指導員に経過報告する。（ケース台帳で処理）（CW）

(4) 自立・就労支援プログラムの再アセスメント

自立・就労支援プログラムの実施期間の終了時、もしくは自立・就労支援プログラムを大幅変更する必要がある場合、CWは自立計画の見直しを行う。

母子・若年者自立支援事業



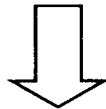
民間職業カウンセラーによるCW業務への全面的な支援

1) 課題認識の組織的共有化と対応策の確立(推進委員会)

ア. 管内対象者の実態把握

イ. 関係機関・団体等との調整によって、支援メニューを整備する。

ウ. 個別プログラム(自立計画)の策定実施を円滑にすすめるためのCW業務支援標準マニュアルを作成する。



2) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の策定(アセスメント及びプランニング)(原則6か月計画)

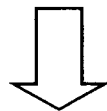
ア. 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握の取組」と連動させ、重点的に自立・就労支援すべきケースを、担当員の立案に基づき、各係で組織的に選定する。

イ. CWは選定された被保護者との話し合い等によって、自立・就労支援個別プログラム(自立計画)を作成する。

* 支援メニューの選択

- ・求人セット型職業訓練・就職支援事業
- ・ハローワーク等の関係機関の社会資源の活用

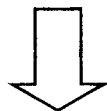
ウ. 各課ケース診断会議において、自立・就労支援個別プログラム(自立計画)案を検討し、被保護者に確認の上、決裁を受ける。



3) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の実施及びモニタリング

ア. CWは、被保護者による自立計画の取り組み状況を把握する。

イ. 推進委員会において、査察指導員の報告(必要に応じてCWに現状確認)をもとに、全体の進捗状況を把握し、改善すべき問題点が発生すれば、組織的対応を図る。



4) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の再アセスメント等

自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の実施機関が終了次第、若しくは自立・就労支援個別プログラム(自立計画)を大幅変更する必要がある場合、CWは自立計画の見直しを行う。

H19年度 求人セット型職業訓練・就職支援事業「就職基礎能力訓練」

パソコン技能習得コース 遠賀日程表

回	日程	午前(10:00~12:00)	午後(10:00~12:00)
1	9/14 金	オリエンテーション/PCの基礎知識	パソコンの基礎知識
2	9/18 火	PC技能習得/文書作成①	PC技能習得/文書作成②
3	9/19 水	PC技能習得/文書作成③	PC技能習得/文書作成④
4	9/20 木	自己理解・職業理解	コミュニケーション能力
5	9/21 金	PC技能習得/文書作成⑤	PC技能習得/文書作成⑥
6	9/25 火	PC技能習得/文書作成⑧	PC技能習得/文書作成⑦
7	9/26 水	PC技能習得/文書作成⑨	PC技能習得/文書作成⑩
8	9/27 木	PC技能習得/文書作成⑪	PC技能習得/文書作成⑫
9	9/28 金	職業人意識/就職対策①	就職対策②
10	10/2 火	PC技能習得/表作成①	PC技能習得/表作成②
11	10/3 水	PC技能習得/表作成③	PC技能習得/表作成④
12	10/4 木	ビジネスマナー	PC技能習得/表作成⑤
13	10/5 金	PC技能習得/表作成⑥	PC技能習得/表作成⑦
14	10/9 火	職務経歴書(PCによる作成)	PC技能習得/表作成⑧
15	10/10 水	自己PR書/添え状(PCによる作成)	PC技能習得/表作成⑨
16	10/11 木	履歴書作成(PCによる作成)	PC技能習得/表作成⑩
17	10/12 金	PC技能習得/表作成⑪	個別就職カウンセリング/終了式

1日5時間×17日間=計85時間

(様式1)

記入日 H.

福岡県母子世帯・若年者等自立・就労支援個別アセスメント票

整理番号 () ケース番号 () 記入者 ()

保健福祉環境事務所名		福岡県遠賀保健福祉環境事務所
世帯類型		母子世帯 ・ その他の世帯 ・ ()
氏名	性別	男 ・ 女
生年月日(年齢)	昭和 ・ 平成	年 月 日 歳
保護開始日	昭和 ・ 平成	年 月 日
開始理由	
直近最低生活費(一時扶助を除く)(1)		
他の世帯員就労収入充当額(2)		
就労外収入額(手当・年金等)(3)		
(1)-(2)-(3)		
最終学歴(学校名)		
技能・資格		
主な職歴(企業名及び職種)	
直近前職での就労状況	(就労時期)	
	(業務内容)	
	(月額賃金)	
	(労働時間)	
	(退職理由)	
現在の就労状況	(業務内容)	
	(月額賃金)	
	(労働時間)	
	(社保加入)	
	(通勤方法)	
現在の求職状況	(求職方法及び頻度)	
	(希望職種)	
子供・家族介護等の状況	
障害の状況・程度(手帳等級)		
傷病の状況・程度	(主な疾病名)	
	(通院状況)	
	(稼働能力)	
総括	主な就労阻害要因	
	現在の処遇方針	
	該当する類型モデル	

福岡県母子世帯・若年者等自立・就労支援プログラムにおける類型モデル

大分類	中分類	小分類	支援メニューに関する相談機関等の例	主な事業内容							
A 就労中	職業能力、求人情報又は就労環境等に応じた就労が安定して継続しており、特に就労指導を要しない。	1									
			2	あ	賃金値上げ・就労時間延長を検討	労働福祉事務所 労働基準監督署	労働相談 労働基準法(最低賃金)に関する相談				
					い	転職を検討	ハローワーク 労働福祉事務所 ワークステーションFUKUOKA(福岡市) 母子家庭等就業・自立センター(春日市) 母子自立支援員 若年者しごとサポートセンター 「eしごとFUKUOKA」などのHP検索	職業紹介、就労支援事業 就業支援事業 人材受入情報の収集・提供、企業合同説明会 就業支援事業、就業情報提供事業 母子福祉資金、母子家庭自立支援給付金等 就職支援 求人情報			
						う	職業訓練を検討	職業能力開発、就労支援事業 労働福祉事務所 ワークステーションFUKUOKA(福岡市) 母子家庭等就業・自立センター(春日市) 母子自立支援員 職業カウンセラー	就業支援事業 就業支援事業 職業講習 就業支援講習会等事業 母子福祉資金、母子家庭自立支援給付金等 就業支援、求人セット型職業訓練		
							え	託児・介護等就労環境の整備を検討	労働福祉事務所 母子自立支援員 町村等	就業支援事業 児童の養育等に関する相談 母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、子育て短期支援事業、保育所、介護保険サービス	
								お	その他		
				3			あ	就労を現在しているが、これまで短気で内職を繰り返ししており、就労継続指導等が必要である。	労働福祉事務所 ワークステーションFUKUOKA(福岡市) 母子家庭等就業・自立センター(春日市) 母子自立支援員 若年者しごとサポートセンター 職業カウンセラー	就業支援事業 適性検査・カウンセリング 就業支援講習会等事業 児童の養育等に関する相談 適性診断、職業能力に関する個人カルテの作成、就業プランの提供 就職支援、求人セット型職業訓練	
					い			このままでは、再度退職が予想されるため、就労不安定要因の再分析が必要			
						う		その他			
						え		その他			
						お		その他			
			B 未就労(特に重大な就労阻害要因がない)	求職活動の支援が必要である。	1	あ	積極的に求職活動し近く就労可能。状況把握(目安:3ヶ月間程度)後、未就労なら再検討	「eしごとFUKUOKA」などのHP検索	求人情報		
							い	職業カウンセリング、職能判定、求人情報の収集、履歴書、職務経歴書作成、面接指導などの就職指導が必要	母子家庭等就業・自立センター(春日市) ワークステーションFUKUOKA(福岡市) 若年者しごとサポートセンター 職業カウンセラー	就業支援事業、就業支援講習会等、情報提供事業 適性検査・カウンセリング 就職支援 就職支援、求人セット型職業訓練	
								う	母子・障害者等就業対策の活用を検討	ハローワーク 労働福祉事務所 障害者職業センター(福岡市・北九州市) 母子家庭等就業・自立センター(春日市) 母子自立支援員	職業紹介、就労支援事業 労働相談 障害者職業相談、職業評価等 就業支援事業、就業支援講習会等、情報提供事業 母子福祉資金、母子家庭自立支援給付金等
									え	求職活動のスケジュール化及び進行管理が必要	
お	その他										
2	あ	職業訓練・技能訓練が必要である。				ハローワーク(高等技術専門学校等) 労働福祉事務所 ワークステーションFUKUOKA(福岡市) 母子家庭等就業・自立センター(春日市) 母子自立支援員 職業カウンセラー	職業能力開発、就労支援事業 就業支援事業 職業講習 就業支援講習会等事業 母子福祉資金、母子家庭自立支援給付金等 就職支援、求人セット型職業訓練				
		い				求人セット型職業訓練・職業支援事業が適当	職業カウンセラー	就職支援、求人セット型職業訓練			
						う	その他				
						3	あ	就労阻害要因への配慮、軽減が必要である。	労働福祉事務所 母子自立支援員 町村等	就業支援事業 児童の養育等に関する相談 適性診断、職業能力に関する個人カルテの作成、就業プランの提供	
								い	障害・傷病等への配慮	主治医等	
C 就労困難(特に重大な就労阻害要因があり、その軽減・克服が優先する)	1	あ				外因性(就労環境)	労働福祉事務所 母子自立支援員 町村等	就業支援事業 児童の養育等に関する相談 適性診断、職業能力に関する個人カルテの作成、就業プランの提供			
						い	その他				
		2				あ	内因性(障害・傷病等)	主治医等			
							い	福祉的就労等の検討	町村等	障害者通所施設等	
							う	その他			

* 母子家庭等就業・自立センターは、大牟田市、宗像市、飯塚市、久留米市で巡回相談を実施

* 小分類の「その他」をケース及び地域状況等に応じて更に細かく分類し、対応する支援メニューを個別具体的に検討

* 同じ大分類のなかで中・小分類を複数選択可

